

本案件は低入札価格調査制度の対象工事です

貴社の入札価格が調査基準価格を下回り、失格判断基準に該当しない場合、その入札価格の合理性を調査し、契約の内容に適した履行がされるかどうかを確認するために低入札価格調査（事情聴取）を行います。

低入札価格調査に該当した場合、調査に必要な書類の作成依頼、事情聴取の日程を契約担当者から連絡しますので、その際は速やかな対応をお願いします。

調査実施にあたり、当該関係書類を提出期限までに提出しない場合又は低入札価格調査（事情聴取）の辞退を申し出た場合は、低入札価格調査（事情聴取）を実施せずに、当該契約内容に適合した履行を確保できないと判断し、失格として取扱います。この場合は、書面での辞退届のご提出をお願いします。

なお、今回のご辞退を理由に、次回からの入札に不利益が生じることはありません。

【連絡先】

豊川市総務部契約検査課契約係

電話（0533）89-2178